

もう加入されましたか？

小規模企業共済制度に！

小規模企業共済制度とは…小規模企業の個人事業主（共同経営者）又は会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

＜加入すると…＞



＜受け取り方は…＞

※一括受取り:退職所得扱い

※分割受取り:公的年金等の雑所得扱い

運営は独立行政法人 中小企業基盤整備機構
お問い合わせ・お申込みは鶴見青色申告会
共済係 菅原迄
電話番号：045-521-1145